

# 働きながら妊娠・出産・育児をするあなたへ

## 職場でつらい思い、していませんか？

厚生労働省 群馬労働局雇用環境・均等室

妊娠・出産・育児休業等を理由に、事業主や人事担当者が、**解雇**や**パート**への**契約変更**など**不利益な取扱い**を行うことは、「**違法**」です。

### たとえば①

妊娠を報告したら、正社員からパートに変更と言われた!!

### たとえば②

上司から、「パートに産休は無い」と言われ、退職を迫られた!!

### たとえば③

同僚から「妊婦に仕事は任せられない」と言われた!!

**STOP!**  
**不利益**  
**取扱い**



**これって法律違反?と思ったら、ひとりで悩む前にご相談ください**



妊娠・出産・育児休業等を理由とするハラスメント（人事権の無い上司や同僚による、就業環境を害する嫌がらせ等の行為）を防止するための措置を講じることは、**事業主の義務**です！

### 妊娠中に利用できる制度

**Q**：つわりがひどくて大変。会社に相談したら、「通常の勤務をしてくれないと困る」と言われてしまうし…

**A**：つわりなど妊娠中の症状について医師から指導を受けた場合、それを会社に伝えることで必要な措置を受けることができます（勤務時間の短縮や休業等）。ほとんどの母子健康手帳に掲載されている「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう！

### 有期契約労働者の休業制度

**Q**：パートや派遣、契約社員でも産休や育休を取れる？

**A**：産前産後休業は全ての女性労働者が取得できます。育児休業は、パートや派遣、契約社員等の有期契約労働者の方でも、以下の基準を満たせば取得できます。  
①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること。  
②子が1歳6か月になるまでの間に雇用関係がなくなることが明らかでないこと。

### 育児休業の取得可能期間

**Q**：保育所が見つからないのですが、育児休業を延長できますか？

**A**：育児休業は原則として1歳まで取得できますが、保育所に入所できない等の場合には、1歳6か月まで延長できます。1歳6か月以降も保育所に入所できない等の場合には、2歳まで再延長可能！（改正育児・介護休業法-平成29年10月1日施行）

### 復職後の両立支援制度

**Q**：保育園の送迎のため、勤務時間を短縮したいのですが、会社が認めてくれませんか…

**A**：子どもが3歳になるまで、所定労働時間を6時間に短縮する短時間勤務制度を利用できます。また、残業を免除してもらうことも可能です。

**Q**：子どもが病気になったとき、会社を休めるか心配です…

**A**：子の看護休暇として、小学校就学前の子が1人の場合は年5日（2人以上の場合は年10日）、半日単位で休むことができます。（有給か無給かは会社の定めによる）

ご相談・お問合せは  
こちらへ



群馬労働局 雇用環境・均等室（匿名でも大丈夫、無料です）  
TEL 027-896-4739

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 受付 8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始除く）



妊娠から復職後までの詳しい流れについて、裏面もご覧ください。

妊娠期

産前6週間

産後8週間

1歳まで

3歳まで

小学校入学まで

母性保護等の制度

軽易業務への転換

母性健康管理措置（医師の指導に沿った措置を受ける制度）、時間外労働・深夜業等の免除

育児時間（1日2回、各30分）



出産



42日間

56日間

産前・産後休業

夫婦が共に休業をしている場合は、1歳2か月までの間の1年間、休業できます（パパ・ママ育児プラス）。

パパも積極的に育児休業を取得して、夫婦の絆を深めましょう!!

休業制度

育児休業

パパが産後8週間以内に育児休業を取得した場合、特別な事情が無くても再度の育児休業を取得できます。

保育所に入所できない等の場合には、1歳6か月まで育児休業を延長できます。1歳6か月以降も保育所に入所できない等の場合には、2歳まで再延長可能！（改正育児・介護休業法-平成29年10月1日施行）

休業以外の制度



こちらは「くるみんマーク」子育てサポート企業として、男性の育児休業実績等の基準を満たし、厚生労働省の認定を受けた企業が、名刺や求人広告、商品等に表示できるマークです。

育児短時間勤務制度、所定外労働（残業）の免除

子の看護休暇（1年5日間、子が2人以上なら10日間）

時間外労働の制限（1か月24時間、1年150時間）、深夜業の免除（午後10時～午前5時）

給付金など

健康保険組合

出産育児一時金

1児の出産につき原則42万円が支給される。

出産手当金

産前・産後休業の期間、賃金の3分の2相当額が支給される。

ハローワーク

育児休業給付金

原則として休業開始時賃金の50%が支給される。育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%を支給（社会保険料等の免除により、手取り賃金で比べると約8割）。

社会保険料

要支払期間（免除無し）

年金事務所

産前産後休業・育児休業中は、労使ともに社会保険料の支払が免除

要支払期間（免除無し）

※ 子が3歳まで育児休業が可能な場合は、3歳まで免除